

～令和5年度～

檜原村医師会

【お知らせ】

●特定健康診査について

- 実施期間 令和5年5月8日～令和6年3月31日
- 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券
 - ・被保険者証
- 住民の方以外の受診の可否 村民（住民登録がある）以外の方も受診可能です。
- 注意していただきたい事項（特記事項）

受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。